

## <はじめに-総論として>

「水道施設運営等事業の実施に関する検討会」ヒヤリングで意見を述べる機会を頂いたことに、石井座長をはじめ関係者の皆様に感謝いたします。

さて、先週 3 月 11 日、東日本大震災から 8 年目を迎えました。東日本大震災では水道事業も甚大な被害を受け、発災直後の対応では厚労省・日本水道協会（地方支部）を中心に震災により被災した 93 事業体に対し、全国 552 の水道事業体から 3 月 11 日の発災から同年 8 月 31 日までの間、給水車延べ約 14100 台、応急給水 39700 人、応急復旧延べ 6300 人の職員の人的支援が実施され、震災後の翌年 3 月 31 日までの間、復興支援のための人的支援として延べ 11400 人が派遣をされ、8 年が経過した今でも一部水道事業体への長期的な職員派遣が行われています。

また、水道事業に関連する民間事業者も重要な役割を果たしてきました。こうした災害対策への迅速な対応は、自治体・事業体では様々な災害対応の経験や日常的な業務で培った技術力や民間事業者との信頼関係が構築されてきたこそ実現できたことは確かです。

また、厚生労働省が中心となりまとめた「東日本大震災水道施設被害状況調査報告書・最終報告書」では、様々な観点から災害対策への課題提起がされています。

こうした中、改正水道法をめぐる国会での法案審議では、政府答弁で問題点・疑問点が解消されず修正案提出にいたった経過なども踏まえ、法を制度化する基本方針・政省令の検討においては、改正法の対立点を理解し、問題点・疑問点を解決・解消することが望まれます。さらにマスコミによる「全国自治体首長アンケート調査」の結果では、水道事業の運営権売却について過半数が「導入する必要がない」と判断している報道のとおり、地方議会では法案成立前からコンセッション方式反対の意見書が採択されている状況など、自治体・事業体のみならず国民、利用者も不安視していることは明らかです。

その上で、コンセッション方式の導入にあたっては、空洞化する自治体・公営事業体から失われる人材・技術が機能するか、疑問の残る「モニタリング」体制、形骸化する総括原価主義、規制困難なコンセッション利益・配当・役員報酬、譲渡・投機が懸念される「運営権」、混乱する災害時対応など慎重な検討が求められます。

また、国会審議における経過を重く受け止めて検討が行われること、水道施設運営事業者の継続が困難になった場合における措置なども検討されることになっていますが、そもそも継続が困難になるような事業者の選定が行われないような厳しい許可基準の設定を求めます。

## <各論として>

### <料金、財務関係>

水道料金は総括原価方式により、利用者に対して極めて透明性が高いものとなっている。同時に利用者から収入した料金は、維持管理のみならず管路や施設更新などに再投資されている。

コンセッション事業者においても、当然、コンセッション事業者の財務状況（決算・予算など）をはじめ、役員報酬、株主配当、支払い税額、施設への投資などの透明性を高めることが強く求められる。自治体の情報公開条例に基づく情報開示でなく、また、日常的な企業内の情報開示に留まることなく、地方議会への報告・承認なども行わなければならない。水道料金の総括原価が不透明になることがあってはならない。

### <災害対策>

海外の PFI/コンセッション水道事業で災害を経験し成功した事例は示されていない。

災害時対応は水道事業の認可を有する自治体が最終責任を負うことになっていると説明されている。コンセッション事業者は契約上、災害対策などのリスク（災害時の管路・施設復旧など）が予め負えるよう明確に責任分担するよう契約できる基準とすることが説明されているが、あらゆる災害を想定した十分な災害対応が可能な厳しい基準が設定されること。

※自治体・事業体側に職員が不足する中で、一般的に他都市との災害支援協定などが説明されているが、災害対策時における自治体・事業体側の主体的な責任ある体制をどのように確保するのか自治体・事業体が市民への説明責任を果たすこと。

### <モニタリング>

モニタリングでは、事業認可が残る自治体の責任で実施計画を作成、厚労大臣が実施計画・災害対応を審査し事業の確実性・妥当性の確認し、許可することで担保するとしている。また、ガイドラインで許可申請の留意事項、省令で許可基準の技術的細目を示すとしているが、そもそもモニタリングは経験に基づく技術的な裏付け、財務関係についても企業会計や料金知識などが基礎となって行われるものだが、一定の指標だけを満たしただけでモニタリングが担保されるか極めて問題。